

議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和5年8月23日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：37

【 案 件 】

1. 議員定数のあり方について
2. 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。

本日の進め方ですが、まず、前回の委員会において提出を求めておりました資料要求通告書に基づき、資料要求を行いたいと思います。

次に、いただいた提案について、提出者からの補足説明とこれに対する質疑を行っていただきます。最終的には、合意がなされた提案を実施することになるかと考えておりますが、本日は、提案理由説明と質疑を行う中で、提案内容をより具体的に掘り下げていただく機会とし、どのように調整を進めるかについては、次回の委員会において協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料要求についてですが、お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。事務局にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○議会事務局次長

資料要求一覧表の資料につきましては、全て用意しておりますが、1点だけ、道祖委員から要望のありました「飯塚市の財政見通し」及び「飯塚市の財政の義務的経費・投資的経費の将来見通し」につきましては、財政課に確認しましたところ、今後、ふくおか県央環境広域施設組合の清掃工場等の再編整備事業、公共施設の老朽化対策事業や嘉穂劇場の耐震改修事業費などの大型事業が検討中であるため、令和5年度中に公表できる財政見通しの作成は予定していないとの回答を受けました。

したがいまして、直近に作成されました「飯塚市の財政見通し」及び「飯塚市の財政の義務的経費・投資的経費の将来見通し」としまして、令和3年6月に各常任委員会に提出されました、令和3年度から5年度までの3年間を対象としました「飯塚市 普通会計 財政見通し」を資料として本日は提出させていただきたいと思います。

なお、「飯塚市の一般会計における義務的経費・投資的経費の推移」につきましては、過去の推移を別途作成しております。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、事務局に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドボックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

提出資料について、補足説明を求めます。

○議会事務局次長

資料要求一覧表の掲載順に沿って説明させていただきます。

まず、吉松委員より要求のありました「福岡県の政令市を除く人口8万人以上の市の財政規模（一般会計・特別会計の額）」及び「上記予算額を議員定数で除した場合の金額等」、城丸委員より要求のありました「福岡県の政令市を除く人口8万人以上の市の面積と議員1人当たりの面積割合」につきましては、資料1として作成しております。なお、大牟田市につきましては今年4月の選挙より議員定数が1人減の23人となっております。

次に、資料2として、道祖委員より要求のありました「人口10万人以上13万人未満の市の議員定数、行政面積、普通会計の比較表」を作成しております。令和4年12月末時点で、全国の人口10万人以上13万人未満の市が69市あり、人口順に記載をしております。

次に、資料3として、道祖委員より要求のありました、「飯塚市の財政見通し」につきましては、先ほど説明いたしましたように、令和3年6月に各常任委員会に提出されました、令和3年度から5年度までの3年間を対象とした「飯塚市 普通会計 財政見通し」を提出させていただきます。

次に、資料4として、道祖委員より要求のありました「飯塚市の将来人口見通し」につきましては、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）35ページより、人口の将来展望を抜粋しております。なお、2020年の独自推計が12万6379人に対し、2020年国勢調査の確定値では、12万6364人でしたので、誤差が15人という結果となっております。

次に、資料5として、道祖委員より要求のありました「飯塚市の一般会計における義務的経費と投資的経費の推移」につきましては、過去の推移を作成しております。なお、見通しについては、先ほど説明いたしましたように、「飯塚市 普通会計 財政見通し」を参考にさせていただきたいと思っております。

次に、資料6として、道祖委員より要求のありました「飯塚市の議員一人当たりの人口推移（合併後）」につきましては、平成19年以降の人口と議員定数及び議員1人当たりの人口推移を記載しております。

次に、資料7、資料8として、金子委員より要求のありました「人口10万人以上13万人未満の市の常任委員会の数と委員数」、議員定数24名と議員定数28名の市について、それぞれ記載をしております。

定数24名の議会においては、9市中、8市が3委員会、定数28名の議会においては、11市中、9市が4委員会の構成と、最も多い状況となっております。

最後に、資料9、資料10として、奥山委員より要求のありました「議員定数24人の市議会」及び「議員定数28人の市議会」の一覧については、24人の市議会が50市、28人の市議会が42市となっており、それぞれ人口の多い順に並べ替えております。

なお、資料要求に基づく資料ではありませんけれども、これまで市民から提出されました議員定数に関する陳情書及び議長宛ての要望書等につきましては、ラインワークスで通知しておりましたが、これらを整理いたしまして、特別委員会のフォルダに掲載しておりますので、併せてご報告いたします。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

前回いただいた資料を改めて見ていたところ、8月4日提出「議員1人に対する人口割合」の令和4年度末、10万人以上15万人未満の都市の議員1人当たりの人口割合は平均で5052人となっておりますということを示されておりますが、その確認をさせていただきます。

このとおりで間違いないでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:08

再 開 10:08

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

ただいまご質問のありました「議員1人に対する人口割合」は前回提出しました資料で、10万人以上15万人未満について、令和4年度末ということですがけれども、単純に対象となる市議会の人口を議員実数で割った数字が、議員1人の人口割合として5052人というふうな結果になっております。

○道祖委員

前回の資料で、大体平均は5千人ということであるということ、今述べてもらったんですけど、今回、資料要求しております人口10万人以上13万人未満の市の資料が出ておりますけれど、このいただいた資料の中で、議員定数が一番少ないところはどこで、何名で運営されておるのか。私も資料を見て言えば分かるんですけど、事務局のほうで。私が言うと、私が提出を求めて、私が答えるような形になりますので、この際、事務局に確認の意味で答弁していただきたいと思っております。

○議会事務局次長

ただいま委員から質問がありました資料2の人口10万人以上13万人未満の市の資料を提出しておりますけれども、この中で一番少ないのは、1枚目の下から3番目に出ております大阪府大東市、こちらは議員定数が17人、人口が11万7294人、議員1人に対する人口割合は6900人というふうになっております。

○道祖委員

行政面積等は比較しようと思っただけですけれども、大東市においては、人口6900人に議員は1人であるということになるわけですね。1人の議員は多様な意見を、市民の声を17人で聞いて、そして、大東市の行政運営に、議会運営に参画しているということになります。間違いないでしょうか。

○議会事務局次長

私どもではお答えするのは難しいんですけども、実際に大東市議会さんは17名の議員で構成をして、議会運営をされているということになります。

○道祖委員

引き続き、資料「人口10万人以上13万人未満の市の議員定数、行政面積、普通会計の比較表」によりますと、一番最後に平均が出ておりますけど、令和4年12月末の議員定数は、平均値は23.9人というふうになっております。そして、議員1人当たりの人口割合は4845.4人、行政面積は281.91平方キロメートルというふうに出ておりますけれど、それを確認します。ここの平均はどういうふうになっておるか、事務局のほうから答弁をお願いします。

○議会事務局次長

委員が申されましたけれど、改めて私のほうから答弁させていただきます。この資料における議員定数の令和4年12月末現在の平均は23.9人、人口は11万3942人、議員1人当たりの人口割合は4845.4人、面積は281.91平方キロメートル、議員1人当たりの面積割合は11.12平方キロメートル、普通会計につきましては549億120万3千円、議員1人当たりの普通会計割合が23億187万2千円となっております。

○委員長

ちょっと待っていただけますか。すみません。傍聴者の皆様方にご案内いたします。今、資料に基づく説明がっておりますが、今の資料については、議会のホームページの議員定数のあり方に関する調査特別委員会、本日の会議録のところから、もう既に見えるようになっておりますので、念のためお知らせいたします。

○道祖委員

資料3をいただいております「飯塚市の財政見通し」、これは令和3年6月21日から6月22日の飯塚市の4常任委員会に出された資料であります。この資料の確認ですが、4ページの④「財政調整基金および減債基金の年度末残高の合計」が出ております。令和2年の決算見込みでは、152億8千万円の残高があったものが、令和5年度は102億4千万円、令和8年度では70億3千万円、令和12年度には39億2千万円に減っていくだろうというふうになっております。

この表の確認をさせていただきますが、財政調整基金というものは何かということを経理局は述べていただきたいと思いますし、そして、その残高が、この数字からいくと、年度末の残高が減っているということは、単純に言えば、この現金が、貯金高がなくなるというふうに理解はできますけれど、それでいいのかどうか、事務局のほうに確認させていただきます。

○議会事務局次長

まず、財政調整基金につきまして、その定義としまして、総務省の資料にありますけれども、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金となっております。したがって、これは財政課が作成した資料ですので、私どもがお答えするのなかなかあれなんですけれども、見通しの中で財政調整基金が年々減っていているということは、市の財源が将来的に減少傾向にあるということは見えておられるというふうに考えております。

○道祖委員

これは令和3年6月の見通しでありましたから、もう2年経過しておるんですけど、幸いなことに、市の税収は、ふるさと納税等の税収がよそよりも多く歳入に入ってきておりますので、この数字よりも少しよくなっているというふうに思っておりますけれど、間違いはないか、令和5年度の当初予算の、令和4年度の決算見通しと令和5年度の年度末の財政調整基金の残高が示されておりますけれど、それが幾らになっておるか、確認させてください。当初予算のほうで出ているはずですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:18

再 開 10:19

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

ただいま委員からご質問のありましたふるさと応援基金——（発言する者あり）

今ちょっと資料を見ておりますのが、令和5年3月定例会のほうに資料として提出されました当初予算の予算概要の中の一番最後のページに基金状況表が掲載されております。その中で、普通会計の財政調整基金プラス減債基金の令和4年度年度末見込みにつきましては149億8173万7千円となっております。そして、令和5年度末の残高の見込みが104億2203万8千円というふうになっております。

○道祖委員

そうなんです。令和3年度、2年前の6月の、令和4年度の推計値は111億円だったんですけど、これが今回の予算では149億円と伸びております、38億円ぐらいですね。しかし令和5年度の年度末の推計値は、当初予算でも102億円というふうになっております。結果として2億円しか伸びていない計算になっております。これを確認いたします。そのとおりで

すよね、事務局。

○議会事務局次長

その要因としましては、私のほうで説明はできませんけれども、この当初予算資料ではそのようになっております。

○道祖委員

事務局説明の際に、資料要求した結果として、今回のこの資料は、令和3年6月の2年前の財政見通しで、令和5年度以降の財政見通しについては、まだ提示ができないということでありましたけれど、広域の施設組合で清掃工場を2030年までに建設して稼働させるという計画で、当然それに対しては、支出が増えてくるといふふうに考えられると。その予算は幾らかまだ判明していないので、それがどれぐらいの金額になっていくかというのが分かっていないということだろうと思います。それとともに、嘉徳劇場の今後の運営費とか、そういうものについては必要になってきますけれど、そういうものも出されていない。そういうふうに理解いたしますけれど、それで間違いないですか。それが間違いないとするならば、当然、投資的経費と言いますか、運営的経費と言いますか、その経費は、今の令和3年度より、必要経費として計上されてくれば、財政調整基金の年度末の残高というのは相当低くなっていく可能性があるといふふうに理解しますけれど、その傾向はそういうふうに理解していいのでしょうか。

○議会事務局次長

先ほど資料要求についてのご回答の際に、私のほうから申し上げました飯塚市の財政見通し等につきましては、財政課のほうに確認をしましたところ、今後、ふくおか県央環境広域施設組合の清掃工場等の再編整備事業、公共施設の老朽化対策事業や嘉徳劇場の耐震改修事業費などの大型事業が検討中であるため、令和5年度中に公表できる財政見通しの作成は予定していないということでございます。この辺りの事業について、今はまだ具体的に幾らかかるという数字が出ていない状況でありますので、見通しが立てられないということになっておりますので、今後の財政見通しは、基金がどういうふうな状況になるかというのは、現時点では回答ができないということになると思います。

○道祖委員

ということですね。では、この資料からいきますと、5ページに財政見通しの中で歳入が出ておりますけれど、市税の歳入のところを見ますと、それと実質的な普通交付税を見ますと、令和3年度の市税の推計値は140億8千万円です。そして、令和12年度は142億4千万円です。下の実質的な普通交付税でありますけれど、令和3年度の推計は148億8千万円で、令和12年度の参考値は148億円です。これは収入的には、歳入において、市税、実質的な普通交付税は令和3年度から令和12年度までには極端には増えないといふふうに理解いたします。ただ、先ほど言いましたようにふるさと納税があるから、ふるさと納税で10億円なり20億円なりの予定外の税収があるから、維持はできて、単年度黒字とかそういう形になってきているんだと思うんですけれど、単純に言えば、ふるさと納税がない限りにおいて、この資料からいきますと、市税と実質的な普通交付税の伸びは期待できないといふふうに理解しますが、それでよろしいでしょうか。

○議会事務局次長

すみません。私のほうでお答えできるような状況ではございません。財政見通しの資料としては、そのような数値になっているということになるかと思えます。

○道祖委員

では、資料4「飯塚市の将来人口見通し」です。これを見ていただいたら、この推計値は社人研究所の推計と直近の実績値に基づく推計と市の独自推計があるわけですが、市の独自推計を見ますと、確認ですが、数字がちょっとグラフとの関係でよく見えないところがありますので、事務局に確認ですけど、2015年を基準にして、12万9146人が、

2020年は市の独自推計で構いません、幾らになっておるのか。2025年で幾ら、2030年で幾ら、それはどういう傾向にあるか、数字を示していただいて、どういう傾向にあるか、読み取れるか、言えますか。

○議会事務局次長

まず、将来人口見通しの数字について申し上げます。2015年の独自推計の数字です。2015年が12万9146人、2020年が12万6379人、2025年が12万3148人、2030年が11万9678人、2035年が11万6241人、2040年が11万2684人、2045年が10万9324人、2050年が10万6392人、2055年が10万3905人、2060年が10万1585人、2065年が9万9207人というふうになっております。これをどのように見るかというのは、それぞれの皆さんの、人によって見る角度は違うと思いますので、なかなかお答えできませんけれども、間違いなく確実に減少傾向にある。5年ごとに約3千人程度、3千人以上、5年ごとに減っていくというようなグラフになっております。

○道祖委員

財政見通しを、先ほどの内容をちょっとお尋ねしたんですけれど、人口が5年ごとに3千人減っていく傾向にあると。これを見る限りではですね、市の独自推計でいくと。ということは、5年間で普通交付税は大体どれくらい減っていくのか分かりますか。約でいいですよ。答えられないなら答えられないで結構ですけれど、普通交付税というのは、国から人口当たり幾らか来ているはずですよ。それに3千人を掛ければ金額が出るわけですけど、答えられますか。

○議会事務局次長

確かに普通交付税につきましては、人口1人に対して幾らというような数字で計算されることは承知しておりますが、具体的にその金額についてはちょっと分かりません。

○道祖委員

今日まで議会でいろいろ質問していて、交付税の関係でお尋ねしますと、人口1人当たり大体9万円前後の普通交付税が来ているという答弁をいただくわけですけど。ということは年間9万円で、人口が5年間で3千人減ると、5年間においては2億7千万円減っていくわけですね。その時点では2億7千万円減っているわけですけど、毎年毎年減っていくわけですから、それは累計すると、2015年から比較すると相当減っていったということが言えると思いますけれど、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議会事務局次長

そのような形になるかと考えております。ただ、最終的に普通交付税の計算が今後どういふふうになるかというのは、私どもは把握しておりませんので、単純に人口が減れば、普通交付税のほうも累計額としては減っていくというふうなことにはなるかと思えます。

○道祖委員

資料5「飯塚市一般会計における義務的経費と投資的経費の推移」について出していただいておりますけれど、これは単純に言えば、令和2年度と令和3年度を比較しますと、令和3年度の義務的経費は404億5747万2千円です。令和2年度は364億580万8千円です。単純に言えば、1年間で義務的経費は約40億5千万円増えていっているということになりますが、それは間違いありません。私の計算で間違いはないか、確認してください。それと、投資的経費をこうして見ますと、令和2年度と令和3年度を比較しますと、令和3年度は62億3879万3千円、令和2年は62億7582万2千円、そんなに大きく投資的経費は伸びていないというふうに理解しますが、こうして見ますと、投資的経費は伸びていないけれど、義務的経費は伸びていっているというふうにとれるのではないかと思いますけれど、そういう見方でよろしいのでしょうか。

○議会事務局次長

まず義務的経費、それから投資的経費がどういったものかということをお先に説明をさせていただきたいと思っております。まず義務的経費とは、これも総務省の資料になりますけれども、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費及び公債費からなっていると定義されております。また、投資的経費につきましては、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されているというふうな定義となっております。ただいま委員が申されましたように、義務的経費につきましては、令和2年度が364億580万8千円、令和3年度が404億5747万2千円と、約40億円ですかね、増えている。投資的経費につきましては、令和2年度が――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：34

再 開 10：36

委員会を再開いたします。

○議会議務局長

申し訳ありませんでした。この義務的経費と投資的経費の関係について、令和3年度の飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況、財政健全化並びに経営健全化審査意見書、飯塚市の監査委員から提出された資料を引用して読み上げたいと思っております。一般会計の歳出を性質別にみると、義務的経費は404億5747万2千円で、前年度に比べ40億5166万4千円（11.1%）増加し、歳出総額に占める割合は49.5%となっております。増加の要因は、新型コロナウイルス感染症に係る扶助費が増加したことによるものです。投資的経費は62億3879万3千円で、前年度に比べ3702万9千円（△0.6%）減少し、歳出総額に占める割合は7.6%となっております。減少の要因は、体育館等建設事業費及び穂波交流センター整備事業費の大幅減並びに私立保育所整備補助事業費の皆減等により、普通建設事業費（60億373万1千円）が、前年度に比べ1億1508万3千円（△1.9%）減少したことによるものです。投資的経費については、施設の再編・集中及び最適化を図りながら、今後も中長期的な視点で計画的に取り組む必要があるというような説明がございました。

○道祖委員

説明ありがとうございました。令和3年度はコロナで義務的経費は伸びたんだと。そして投資的経費は大きな体育館とか、もろもろの交流センターとか、そういう建設等が減ってきたから減ったんだということでもありますけれども、一般会計をずっと見ていきますと、コロナがないとき、令和元年以前を見てみますと、大体650億円から700億円ぐらいの間で推移しているのではないかと思いますよね。今後、もうコロナが落ち着いたから、そういう傾向になるのかどうか、これは財政見通しの問題、国のいろいろな施策の問題がありますから、個人的な意見としては、意見を言うなどと言われるかも分かりませんが、私は義務的経費は増えていく傾向にあるのではないかと考えているんです。投資的経費は先ほど質問しましたように、今後、嘉穂劇場とか、ご答弁にありましたように公共施設の見直しとかそういうので、またこの投資的経費は今後増える傾向に出てくるのではないかとこのように思っております。ということは、やはり財政的には厳しい状況が続くのではないかと私は思っております。これは、財政当局ではないから、質問のしにくいところ、この委員会のしにくいところですが、この数字から見ていくと、そういうふうには言えるのではないかと思います。

委員長、次を続けていいですか。先ほどから、いろいろお尋ねしておりますけれども、財政的にはやはり厳しい状況が続くのではないかと。人口は減っていくのではないかと。それと、ほかの都市においては、平均値で見ますと5千人に1人ぐらいの議員で議会が回っていらっしゃる。極端なところをいみますと、議員1人当たり6千人を超える人口で議会運営が行われている。そ

うというような内容から見ますと、これは意見になるから言えないんですかね、自分の考えは言ったらいけないんでしょうか、委員長。

○委員長

委員会は大丈夫です。

○道祖委員

そういうことでありますから、議員定数は、やはり将来的な財源の問題とか人口減とかいうことから考えて、今ある現行の議員定数28人を次回から24人にすることは、全国的に見ても何らおかしくないのではないかと、私は思っておりますということを言わせていただきたいと思えます。ここで一旦終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

それでは次に、提案についてですが、提案書をお手元に配付いたしております。それぞれ提出者から、演壇にて、順番に補足説明と、これに対する質疑を行っていただきたいと思えます。

それではまず、1番目の提案について、藤間委員、お願いいたします。

○藤間委員

お手柔かによりしくお願いいたします。藤間です。提案書に書かせていただきましたのは、今、皆様は、賛成という立場の方もいれば、反対の立場の方もいれば、保留であると、そういった方々もいらっしゃるの、皆様がどういうお考えを今持っていて、それがどういう理由かというのを聴いて、ちょっと勉強したいという趣旨で提案させていただいています。

1人の方とか、1つの意思をバチバチとやるというよりは、今後、議論をしていく中で、皆様は、様々な地域、様々な方々とお付き合いがあって、いろいろな市民の声を拾っていらっしゃるかと思えます。先輩議員の方々のどういった市民の声を今まで拾ってこられて、どんなお考えを持っているのか、聴いてみたいと。そういったところでこのご提案を出させていただきました。一旦私からはこちらでございます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

では、藤間委員、ありがとうございました。自席にお戻りいただいて結構です。

次に、2番目の提案について、瀬戸委員、お願いいたします。

○瀬戸委員

私からの提案は、議員定数は、当然市民の皆様、有権者の皆様の意見を、たくさんの意見を聞きたいと。そして、私どもが議論して決めていかなくはないとは思っています。その中で、よく市役所からアンケート等が、私も個人宅に届きます。そのアンケートを実施すると。市民アンケートを実施する。その具体的な内容として、現在の議員定数に関して、市民の皆様がどのように考えているのか、意見を偏りなく集約するために、本市の有権者の中から無作為に一定数を抽出して、アンケートを郵送し、回答を求める方法をご提案したいと思っております。以上です。

○委員長

補足説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、瀬戸委員、ありがとうございました。自席にお戻りください。

次に、3番目の提案について、道祖委員、お願いいたします。

○道祖委員

私は、議員定数を削減することを求める今回の発案者でもありまして、前回もそのとおり発

言したんです。28人から24人ということで提案し、皆さんに賛成をいただいたんですけど、結果として、市民の意見を聴いていないから拙速過ぎだということを反省された議員さんたちがいらっしやいまして、請願を受けて、24人に決めていたものを28人に戻したといういきさつがあります。

そこで、私といたしましては、確かその際に、24人から28人にする議員提出議案は、拙速過ぎたから、市民の声を聴かなかったからということで、改選後に市民の意見を聴くという趣旨の提案理由が示されておったと思います。それで、私も先ほど瀬戸委員がおっしゃっていったように、この際、やはり市民の声を聴くべきだと。皆さん聴くことが必要だということと言われて、24人から28人に戻したわけですから。であるならば、真摯に皆さんのご意見を聴き、そして、今回こういう28人の議員で市民の意見を聴くために特別委員会をつくって、議論しましょうということになったんですから、1年を目途に。でありますから、市民の声を聴くために、私は無作為にアンケートをとって、そして、そのアンケートの結果を見て、増やすほうがいいのか、減らすほうがいいのかということを選択すればよろしいのではないかと思います。

なお、付け加えさせていただくならば、議会に対して、この特別委員会ができて、議長宛てにいろいろなご意見が上がってきておるようではございますけれども、それを見ると、議員定数を現状維持のままでいいというような、もしくは増やせというような意見はなかったように見ておりますけれども、ほとんどの意見が議員定数は削減すべきだという意見だったと思いますし、なおかつその中には、具体的に議論のあり方が整理された意見も市民のほうから上がってきている内容がありますし、そういうことを考えますと、アンケートを実施して、市民がどのように考えておるのか意見を集めるべきだと思います。以上、提案させていただきます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、提出に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

説明ありがとうございます。市民の皆様からアンケートを頂戴して、それによって今後の方向性というんですか、決めるということで、最初の瀬戸委員のほうもそういう内容だったと思います。市民の皆様からアンケートを受けて、当然、24人がいいんだ、28人がいいんだというアンケート結果が出たときに、私たち議会が多いほうの結果を重んじてそういうふうにするのか。またそれは、結果は結果として別問題であって、また議員の中で議論していくのか。もしお考えがあれば、お願いいたします。

○道祖委員

市民の意見を聴くということが前提ですから、市民の意見を、その内容を一番大事にしなくてはいけないというふうに、私は思っております。だからその際の手続としては、私は24人で出しておりますので、これは事務局と議長のほうの取り計らいになるんでしょうけど、議員提出議案としては、これは提出されておりますので、それを議会でどういうふうに取り扱うか諮っていただいて、そして新たに議員提出議案として市民が求める数字を提案し、そして市民の意見を聴いて決めていくということでもありますので、議員の数を採決するという形になっていくんじゃないかと、私は思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。議員定数を考える際に、地方自治法の第96条に議会の権限が規定されていることについて、道祖委員は議員定数削減の条例の提案者でもあるわけだけでも、この第96条については余り考えていないということが、前回の委員会で行われました。二代表制において、この地方自治法の第96条による議会の権限がどのように発揮されるか

について重要なわけですが、今の市民の意見を聴くということについて考える上で、市民がどういう情報に接するかということが、前提として重要ではないかと思うんですね。今言った議会の権限の問題、もう一つは他都市比較を我々はよくするじゃないですか。例えば、先ほど道祖委員は大東市のことを議会事務局にお尋ねになっていましたね。それは人口が11万人から12万人ということで、似ていますよねと、近いですよとというような質疑のやり取りを聞きましたけれども。例えば、面積とかいうことを考えてみると、大東市の場合は18平方キロメートルぐらいでしょう。飯塚市の場合は213平方キロメートルですね。そうすると11.6倍ぐらいなんです。大東市議員定数が16人のようですから、11.5を掛けてみたらどうなるか。荒唐無稽とは言わないけど、ちょっと考えられないようなことになるわけですね。

ですから、適切な情報が市民の皆さんに提供される。また、市民の皆さんが適切な情報を獲得するというようなことがあって、その中で飯塚市において、適正な議員定数を市民の皆さんが考えていくと。市民の皆さんが得た情報をベースにして、市民の皆さんが考えていくということが重要で、あくまでも主体は市民であるべきではないかと思うんですね。

そのために、飯塚市議会が今どういう議員構成、女性は1人、ほかは男性ばかりと。それから、本会議の運営はこうなっています。一般質問は全員毎回できるのにしない議員もいます。それから、この間も指摘しましたが、委員会質問があつという間に終わるような委員会もあると、重要議案があるにもかかわらず。こういう現状を議会から発信もせずに、アンケートはどうですかと、何人がいいですかというようなことだけでは、先ほどから私が考えて言っているような、市民が情報を正しく捉えて、地方自治法の問題も含めて、そして市民が考えていくようになるような役割を我々が果たす必要がある、議会は。

何か議会が、言葉が適切か分かりませんが、何かちょっと上から目線的に何人がいいですかと、財政的にはこうですよと、よその町はこうですよと、面積を考慮してもこうですよみたいなことで、アンケートをとって、先ほど質問がありましたけど、無作為抽出と言うけれども、その多数の意見を議会の多数派が採用していくということになると、我々は前期に出された請願に基づいて大正大学の江藤先生とか来ていただいて、みっちりやったじゃないですか。ああいうのが無意味になってしまう危険があると思うんですよ。だから、そういうスタンスから見たときに、道祖委員が今提案している市民アンケートというのは、こういう意義を持って、こういうような形でやりますというような、そこまでの提案が今あれば、聞かせてください。

○道祖委員

よく分からないんですけど、私が思うのは、ここの28人の議員はそれなりに議員活動をきちんとやっているんだと思いますよ。だから、別に一般質問をしない議員がおるとか、委員会で意見を言わない委員がおるとかいうようなことは、それはその議員さんが考えることであって、その人はその人できちんと市民の声を、多様な意見を聴いて、そして委員会なり議会に臨んでいるんだと思いますよ。それが選挙で選出されたんですからね。まず、私はそう思いますからということですよ。

それと地方自治法の第96条に書かれている内容については、今日までやることはやってきておるから、特段そこを強調して、やっていないならいかなものかということと言えるかも分かりませんが、私は議会というものはそれを前提にして運営されていっておると思いますし、そういう意味から、私は先回、おまえは知識がないというようなご指摘をされたんだろうと思いますけど、その知識のない点は認めるとしても、私はちゃんと議会としては運営されていっているものと思います。

先回の請願の話をしてありますが、請願の話で、多様な意見を聴く、女性がいっぱい出られるような環境をつくるということで、選挙に臨んだわけですが、結果として、市民の方からご意見をいただいておりますけれど、結果は変わらなかったじゃないかと。出た候補者は、

4年前の候補者と女性の数も変わらなかったじゃないかと。ただ、今回変わったのは、若い人たちが出てきて、選挙のたびに顔ぶれが変わるんですけど、そういうことは変わったんだろうと思いますけど、そういうことであって、請願の内容に皆さんがその趣旨に賛同して選挙されましたけど、結果として、女性の方々が多く立候補しなかったというのはどういうことなのかということのほうが、私は考えるべきであって、議員定数が少ないから、多いからという話ではないんじゃないですか。

私が言いたいのは、28人でやっていっていても、将来的なことを考えたら24人でよしいんじゃないかと言っているんです。人口が減っていきますから。だから、市民の声を聴くということであるならば、24人の人たちが一生懸命聴けばいいじゃないですか、新しく今度選出された24人。今は私ども28人が一生懸命市民の意見を聴けばいいわけであって、今度24人になったら、24人のときに議員になった方が一生懸命市民の意見を聴いて、そして行政に反映していけばいいじゃないですか。

私が言いたいのは、ほかのところでは、人口平均5千人ぐらいでちゃんと意見は通じていますよ、届いていますよ、行政に。それはそれなりに議員が努力しているんじゃないですかと言っているんです。努力しているから運営できているんじゃないんですか。だから、別に人口が減っている内容から見ていったときに、28人が適正なのか、24人が適正なのか、それは市民の皆さんに資料を与えて、判断していただければいいというふうに思っているだけです。それは、あなたの思っている内容と私が答えたことが、私の答弁としてなっているのかどうか分かりませんが、私の考えはそういうことです。

○川上委員

道祖さん、安心していいですよ。かみ合っていますよ。

日本の政治分野における女性の、あるいは男性との地位のギャップはさらに大きくなって、国際的に見ると、直近の国際比較で125位なんです。それは飯塚市が特別に引き下げているわけではないわけですね。地方自治の分野だけではないんです。日本全体が、政治の分野で、女性の地位がそのようになっていると。125位ですよ、さらに下がって。その中で、政治だけでは本当はないんだけど、今日は政治でもいいんですけど、女性が政治の分野で地位の向上というのをどう考えていくのかというのが重要だと思うんだけど。前期で行った請願審査の過程で、法政大学の先生を参考人でお招きしましたね。あのときに、道祖さんも出席していたはずだけれども、「していません」との発言あり）していないの。（発言する者あり）

○委員長

先ほどの件に関しては、法政大学の土山先生は議会運営委員会でした。そのときは、道祖委員は委員でおられませんでしたので、念のために申し添えます。

○川上委員

道祖委員がそれを聞いていないということを、出席していなかったということを確認しましたので、その内容は今も知らないということでもいいですか。

○道祖委員

議運で参考人として大学の先生を呼んだということは聞いておりますが、結果として、委員会ではどういう資料を出して、どういうやり取りがあったか、詳細については承知しておりません。ただ知っていることは、江藤先生に当日に資料が渡されたというようなことだけは、何か読んだような気がします。ただし、それは飯塚市の財政とか、人口問題については、何ら資料は提出されていなかったというふうに理解しています。

○川上委員

江藤先生のことをあえて言うのであれば、江藤先生は当日おっしゃっていましたが、飯塚市議会の議会の状況、それから議員の状況については、事前にリサーチなさっているようで、例えば、先ほどから言っている地方自治法の第96条について触れて、議論したのは共産党の

議員がいたかなというようなことを言われたぐらいなんですけど、これは宣伝ではありません。

それで、私が言いたかったことは、法政大学の先生が、その場で、道祖さんが聞いていない、つまりらかにはということなんでしょうけど、女性の政治の分野での地位が上がっていかないということと、地方議員定数が急速に、いろいろな要因があるけど、平成の大合併とかもあるけど、女性の社会における経済的な問題とか、そういう地位が低下している、上がらない。もっと結びつく形で、地方議員の定数が下がっていていることが照応しているというようなことも、私の理解が正しければ、お話がありました。

だから、道祖議員は市民にアンケートをとって聴きたい、何か情報を与えるとか言っていましたね、言葉は適切じゃないと思うんだけど。私は市民は情報は自ら取っていくものだと、私たちは提供する側だと思うんだけど。それにしても、議案まで提出された方が、前期の議運の参考人だった江藤参考人の、地方自治法の第96条、知識がないというけれども、法律なんですから努力がないというべきですよ。それから、法政大学の先生のことについても、そういうことを考慮した場合は、市民から意見を聴く聴き方は、紙を渡して、どうですかというようなやり方だけでよいのかというのは思うわけです。

むしろ、市民が自ら議員定数を考えるという取組をしていくときに、議会があるべき情報を提供していくと、積極的に。その際には、選挙で結果が出たんだからいいじゃないかというわけにいかない。例えば8月2日の経済建設委員会ばかり言って悪いけど、僅か18分ぐらいで終わった。そのうち大半は執行部の説明ですよ。そういうようなことは、改選後に起こったことなんですよ。だから、私はもしかしたら議員が足りないのではないかというようなことで考えているわけで。ですから、あなたが言う市民アンケートの位置づけはどのようなことなんでしょうか。こういうふうに、具体的に取組んでいくというのがあるならば、答えてくださいと言ったんです。それはないということが分かったので、答弁がありますか。

○道祖委員

アンケートをとるということは、無作為でアンケートをとったほうがいいんじゃないですかと言いましたけど、詳細については、皆さんはいろいろ考えがあるんでしょう。だから、その考えを整理してから、この委員会で整理して出せばいいじゃないですか。別に、私がこういうふうにして、こう書いて出したら、あなたは一方的と言うでしょう。

それと、議会運営委員会のあり方について言わせていただきますと、あのときに委員を決められましたけれど、議運が決めたわけで、議会全員で参考人がいいかどうかとかいうことは決めなかったですよ。こういう方を参考人にしますけど、ご了承くださいというか、二元性でどうだこうだと言っておりますからね、議会として、全体としてこれでいこうとかいう話ではなかったですよ。

それと、さも私が女性を大事にしていないようなことを、みたいなご意見を言われておりますけど、私は、女性議員は出る機会、今回も公職選挙法に基づいて、誰も出るなということには言っていないですよ。請願の中で、そういうふうに女性の多様な意見を行政に反映するために28人のままのほうがいいんですよ。であるならば、請願を出された方々が多くの女性の候補者を立候補させるべきだったんじゃないんですか。それは、ここまで言ったら、またご意見をいろいろ、お叱りをいただくのかも分かりませんが。私どもの政党も女性を出そうと思いましたが、探した結果、それと自分たちの得る票の中で、やはり、前は4人出して1人落選しましたし、今回4人出して、この選挙戦に臨んだときに4人が全員が通るかということで、いろいろ考えて、結果として、我が党は3人の候補者しか立てきれなかったんですよ。本来なら、やはり女性の方も出して、やはり戦うべきだったかも知れませんが、そういうもろもろの事情はあるんです。あるけれど、別に女性が出る機会を私は排除しているわけじゃないですからね。24人にすることによって、女性の議員を排除するとかいうことは考えていないですよ。今日の議会運営の中においても、私は女性を大事にしてきたつもりでいますけどね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○川上委員

道祖委員、私は先ほどから市民アンケートの提案があったので、その位置づけ、そのやり方については、何か具体的なことがあるのかという趣旨のことを聞いておるわけです。その位置づけを聞くに当たって、私の勉強したこととか、前期、大正大学の江藤利昭先生を参考人に議運が呼んで、来ていただいて話を聞いたことなどから、勉強したことも含めて言っているわけだけど、同じことを繰り返しませんけど、市民の皆さんが住民自治の立場に立って議員定数をどうするかということを考える。そして、提案もできるように議会は積極的に振る舞うべきであると思つての発言だったんです。

それから、女性の地位向上のことについては、同じように法政大学の先生のお話を聞いて勉強してのことだったわけです。かなり重要な参考人のお話だったんだけど、それを道祖委員は勉強していないということは分かりました。それで、その上でですけども、女性の皆さんも立候補しやすいように28人に戻してやったのではないかと。結果として、1人とどまったではないかというようなことなんでしょう。選挙の結果ですということなんだけれども、それほど日本における、我が国における女性の地位、諸条件は厳しいということなんです。それに対して、国際的にも、我が国でも女性の地位向上のために様々な努力をしている流れの中で、地方議員の定数はどんどん減ってきて、これは逆行ではないかという意味合いのことを私は言ったんですよ。ですから、この逆行を続けるわけにいかないということだったんだけど。

それで最後に重ねて聞くんだけど、市民アンケートの位置づけを、その結果をもって市民の意向であると決めつけるのは正しくないのではないかと。市民の皆さんが考える上で、議員定数の参考になるような情報を議会が準備するといふのであれば、議会そのものの活動状況とかも深めて明らかにして提供すべきではないかと思うので、そのようなことを述べて、情報をしっかり市民に提供しながら、市民の声を聴いていくと。アンケートの結果だけが市民の意向と考へないということが重要ではないかと思うけど、最後に、そのことについての見解を聞いておきます。

○道祖委員

繰り返しになるかと思ひますけれど、女性が議員になりづらいついことをおっしゃっておりますけれど、飯塚市に限つて言えば、女性の議員は1人ですけど、県下の自治体においては、複数の女性議員は誕生しております。全国的に今回の統一地方選挙においても、女性議員は増える傾向にあったんだといふふうに理解しております。ただ飯塚市は、前回と同じ状況だったと、環境を変えてもですね。だから、言いたいのは24人であろうが、28人であろうが、複数の女性の議員がおられる地方自治体があるといふのは事実です。それはちょっと見解の分かれるところだと思ひますけど。

それとアンケートの件ですけど、私は逆に言わせていただきたいんですけど、前回の24人から28人に戻すときの提案理由の中に、次の一般選挙後に市民の参加の下に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるように努めるものとするといふふうになっている。いろいろなやり方はあるかと思ひますけれど、例えば、諮問委員会を設置してやったとしても、それは限られた人数になりますので、私はやはり多くの人のアンケートを参考にすべきだと。アンケートの内容につきましては、どういふ中身にするかについては、ここで議論しているんだから、議論している皆さんで内容を詰めていけばよろしいのではないかといふふうに思つておるといふことでよろしいでしょうか。

○川上委員

議員定数全般についてのあり方を考えるという場であり、かつ、道祖委員ほか立憲の議員が連名で提出した定数4減の条例改正案を議論する場であると思っています。

そこで、その条例改正案は道祖委員が提案者なんだけれども、私は議運の中で、矛盾のある提案理由が書いてありますと指摘してきたことがあるけれども、1年間は市民の話を聴くと、1年だけなのはどうしても、広くという割には1年でできるんですかという矛盾を指摘したつもりだったけど、つまり、その中には市民アンケートをとりとか書いていないわけですよ。市民の意見を聴くということになっているわけですね。だから1年ぐらいで済むのかと思うわけだけれども、市民アンケートを提案しているんだけど、その市民アンケートは、私が言うような位置づけの中の一つとして捉えるのかということ聞いたわけですよ。あなたの言う市民の意見を広く聴くというイコール市民アンケートと、不可逆的なことなのではないかということ聞いたわけですよ。だから、それに対してはあまり答弁がないね。

○道祖委員

議員提出議案は議員定数を28人から24人にしましょうというふうに出しているんです。それに基づいて、この特別委員会が開催されています。であるならば、アンケートをとるときの内容は、市民意見を聴きますけれど、議員から議員提出議案として24人という議案が出ています、議員定数削減が出ています、これに対して良いか、悪いかというふうなアンケートになっていかざるを得ないんじゃないですか。それに対して、24人という数字があって、そして、それに対してイエスかノーか。そして、ノーならばどうだ、イエスならばどうだというような意見が出てくるんじゃないでしょうか。

アンケートというのはとり方はいろいろありますけれど、あくまでも議員提出議案の中身は、間違ったらいけないのは、24人という数字は皆さん納得して議論をしているわけです、一応、議案として。その数字は提案するべきだと思いますよ。それは事務局に確認してください。そこを無視するようなことは、僕はないと思いますよ。ということになれば、議員提出議案を協議していますけれど、それは議員提出議案として、本会議で承認もらっていますから、であるならば、これを1回取り下げたりしなくてははいけません。だから、取り下げる根拠はどこにあるんですかという話になる。それから考えていくと、私は自分の考えでいくと、24人を提案していますから、それを市民の人にどう思いますかと。理由については、先ほど私が述べておりましたように、全国はこういうような状況ですよ、そして市の財政はどういうような状況ですよ、市の人口問題はこういうことですよというふうな中で、市民の皆さんが判断してください。それでもやはり飯塚市をよりよくするためには、現行の28人がいい。いや、それ以上がいいというような意見が多数を占めれば、それは24人で提案したやつが否決された。市民から否決されたということになっていくんじゃないですか。私はそういうふうに考えます。手順については、詳細については議会事務局なりにお尋ねになっていただいたほうがいいかと思えますけど。

○川上委員

ちょっとポイントから外れた答弁をされているので、私が聞きたかったことは、市民の声を広く聴くというのが提案理由説明の中に書いてあるわけですよ。今回、あなたが提案した市民アンケートというのはそのことと全くイコールで、市民の声を聴くというのは、それ以外にはしないのかというようなことを聞いたわけですよ。それに答えられないんですね。答えてください。

○道祖委員

私はアンケートが一番いいやり方ではないかなというふうに思っていますということをおっしゃっているんです。無作為で多くの市民の意見を聴くためにはですね。市の総合計画とかをつくるときに、無作為でアンケートをとっていますでしょう。ああいうやり方で、意見は聴くことができるんじゃないかと思っていますけど。そういう手続でよろしいんじゃないかと思っていますけど。

ます。

それが駄目だとするならば、それ以上のことをあなたにご提案すればいいじゃないですか。そして、みんなのご了解がいただければ、それはアンケートのあり方についての違う提案であり、それが足りないとするならば、市民の意見をどういうやり方で聴いていったほうがより重層的な意見を聴けるというふうになっていくのかも分かりませんが、あなたの場合は何も提案されていないから、よく分からない。

○川上委員

提案していないから、私は聞く係なんですよ、今日はね。聞く係でしょう。あなた答える係でしょう。

だから、私がさっきから聞いているのは、住民の声を広く聴くと言いましたよねと、それには、あなたが言う市民アンケートしかないんですかと。そのことなんですかということを知ったわけです。私はほかの提案がありますよ。質問の意図は分かりましたか。

○道祖委員

最初から言っているじゃないですか。自分は市民アンケートをとるべきだと言っているけど、その内容については、（発言する者あり）いや、どういうとり方かということでしょう。だから、それは皆さんと話してからすればいいじゃないですか。アンケートが駄目だと言うのなら駄目でも、それは皆さんの合意の中で決まるなら、それでも結構だし。

○川上委員

アンケートの中身や位置づけとやり方についてはいろいろ考えがありますが、今聞いているのは、あなたは市民の声を広く聴くという、1年に限り、という提案理由説明を書いているわけ、文章で。矛盾があると思うけど。そのことの具体的な表れというのは、あなたの言う、私の言うじゃなくて、あなたの言う市民アンケートだけなのかと、それを聞いているわけです。（発言する者あり）だから、それだけなのかということを知っているわけですよ。（発言する者あり）だから、それだけなのかということを知っているわけですよ。（発言する者あり）だからそれだけなのか。（発言する者あり）ちょっと答弁してください。

○道祖委員

提案してのアンケートですから、アンケートです。アンケートをとっていただいて、それが今言っているように十分じゃないというご意見ならば、それもやり方として委員会で決めていただいたら結構じゃないですか。

○委員長

川上委員、議論がある意味堂々巡りになっていると思いますし、ある程度、道祖委員の発言の中で、想像できる場所があると思いますので、そろそろと思います。

○川上委員

今のやり取りの中で、提案者である道祖議員が、市民の声を1年に限り広く聴くということは、今回提案の市民アンケートのことだとおっしゃっていることが浮き彫りになりました。非常に危険な位置づけではないかと。先ほど私の前の質問者が聞かれた、結果が出たらそれに従うのか、従わないのかみたいなことになっていけば、非常に危険なアンケートになるのではないかと指摘しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

道祖委員、ありがとうございました。自席へお戻りください。

次に、4番目の提案について、藤間委員、お願いいたします。

○藤間委員

まずは、委員長に対して提案書の修正を以下のとおり求めさせていただきます。ほかの議員

がかぶるところがございましたので、市民に対する議員定数に関するアンケートの具体的な内容かなり広く書かせていただいたので、以下のとおり訂正させていただきます。飯塚市の公式LINEを用いて、先日の電子書籍のアンケートのような形で皆様に聴くと。こういった形でご提案させていただこうと思うんですけど、可能ですかね。

○委員長

修正ということですね。結構です。それも含めて、ご説明をお願いいたします。

○藤間委員

まず、市民に対する議員定数のアンケートについては、私も郵送という形も書かせていただきましたが、瀬戸委員の提案とかぶるので、私からはLINEのアンケートを提案させていただきます。ご質問があるかもしれないので、先にお答えしますが、このLINEのアンケートの正確性と言いますか、信頼性はかなり低いものにはなります。例えば、飯塚市からほかの市に転出しましたと、そういう方もまだ公式LINEが残っていますので、そういった方のお答えが混じる可能性があります。その上で、最も正確なのは郵送としながらも、LINEでのアンケートを提案する理由としては、無作為の郵送については、送られる方々についてはもうランダムに選ばれています。一方で、送られた後に回答いただく方は、例えば、お忙しい方もいれば、政治的な関心のない方もいれば、お時間がある方もいる。この属性によって、アンケートを答えてくれる人が変わるんじゃないか。今回、広く市民の声を聴くという中で、政治的関心が薄い方も声を聴いていただきたいという中で、郵送というちょっとハードルが高いものよりは、携帯のLINEでさくっと答えられるようなものも、補足の資料として、情報としてあればいいんじゃないかなと。かかるコストも非常に低いので、ほかのご提案、例えば、金子委員、小幡委員の学識者のアドバイザーで最終報告であるとか、瀬戸委員ご提案の郵送、そういったものよりも信頼性が低い位置づけで、だけれども携帯で気軽に答えるようなものとして、補足情報としてこういったところもあってもいいのかなという形でご提案させていただきます。私からは以上でございます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

藤間委員、ありがとうございます。自席へお戻りください。

次に、5番目の提案について、金子委員、小幡委員、お願いいたします。

○金子委員

私のほうから、小幡委員と一緒に実施する方策について簡単に説明させていただきます。2つ、大きく方策を書かせていただきました。1つは、アドバイザーの設置。もう1つは、学識経験者や公募市民などによる諮問委員会、これは仮称になりますけれども、つくって、議論を深めていく。この2点を方策として挙げさせていただきました。

具体的な内容に関しましては、1番は、アドバイザーの設置。これは、前回の24人から28人に戻そうというか、そういう話合いのときにも、先ほどから出ております大正大学の江藤先生や土山希美枝先生のようなしっかりとした、議員、議会とは何か、そしてまた、その機能はどうやって発揮すべきなのかということ、しっかり私たち議員にも、また市民の方にも知ってもらいたく、このアドバイザーの設置を置くべきではないかと考えております。

2番目に関して、これは学識経験者や公募市民などによる諮問委員会（仮称）をつくり、議論を深めていくということです。これについては流れを書いております。まずは諮問機関で公募の委員を募る。それは年齢や性別、そして意見などについて配慮して選べたらなと思っています。このやり方については、皆さんと一緒に考えていく項目かなと思っています。2番目としまして、議運であった、先ほど説明しましたが、学識経験者などによる基本的な話を行ってもらおう。そのときは、前回同様、公開で行い、参加した市民にアンケートを行ってはどうか

と思っております。そのあとに、市民や議員で話し合う場を用いて、諮問委員会で中間報告として特別委員会全体に行う。その結果を含めて、今度はまた多くの市民に意見を聴く必要があるかと思っておりますので、いろいろな団体、商工会議所やPTA、もしくは各自治会などで、まちづくり協議会とか、そういうところで広く意見を聴いた上で、最終報告をまとめる。そして、その最終報告を受けて、議会として最終判断を行うという流れはどうかと思っております。

アンケートに関しまして、ただアンケートをつくるのではなくて、ただどちらがいいかだけではなくて、学識経験者がこういう意見があるんだ、議会とは何か、そして議員はどんな働き方をすべきなのか、そのためにそういう議会にどうしたら近づけるかということを知ってもらう上で、一応その情報を渡した上で、アンケートをとっていくのがいいのではないかと思っております。簡単な説明ですが、以上です。

○委員長

補足説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

提案ありがとうございます。まず一つは、このアドバイザーの設置ということで、このアドバイザーになれるだろう人ですけれども、この方は、2番目に仮称と書いてあります諮問委員会に対してのアドバイザーになるのか、我々28名が今やっているこの特別委員会についてのアドバイザーになる方なのか、お尋ねいたします。

○金子委員

私はどちらとも思っております。特別委員会でもあるし、またその諮問機関でもあるというふうに考えております。

○奥山委員

諮問委員会と議会のこの特別委員会のそれぞれのアドバイザーとしてということですね。それは複数人ではなくて、お1人の方がということですか。

○金子委員

1人ではなく、複数でも構わないと考えております。

○奥山委員

次に、2番目になりますけれども、学識経験者や公募市民ということで、過去を見てみても、議会の定数については基準がないと思っております。前回も久留米市の研修に行ったときにそういう話をされておりましたけれども、基準がないところで、市民の方が自分の意見として、公募されて出るときに、基準がないものに24人がいいんだ、28人がいいんだというのは難しいだろうというふうに思います。24人で腹の中が決まっている人も公募されるでしょうし、請願の中にもありますように28人で決まっている人も出てくると。そこでいろいろな議論がかみ合っていくのかという、24人の希望される市民の方に対して、こうだから28人がいいんですよと。24人の方は、こうだから24人がいいんですよというのが、かみ合わないのではないかなという、なかなか難しい委員会になるのかなと思いますが、その辺は何かこういう手法でとか、何かあればお聞かせください。

○金子委員

私も、かみ合わないというより、多くの意見が出ることは考えられると思いますが、それこそがやはり大事な市民の意見を聴くということだと思っております。お互いに24人がいい方もいる、そしてまた28人がいい方もいる、どうしてそれがそういうふうになるのかというのを、お互いにいろいろな人からやはり聴くことで、私たち議会を知ってもらう機会になると思っておりますので、大いに議論していくことが私は必要だと思っております。

○奥山委員

多くの市民の方の意見を聴いて、こういう意見をお持ちなんだという方がこういうふうにおられる。こういうふうにおられるということはいいんだと思います。

この2番目の⑤ですけれども、市民の皆様にご意見を聴いて、最終報告をまとめていくという。この最終報告というのが、24人があるべき姿ですというものなのか、28人があるべき姿なのかという、これは求めようとしている提案者がどちらの方向を求めているんだということで、左右できるのではないかとこのように思いますけれども、その辺はいかがですか。

○金子委員

この最終報告は、私が初めからこんな意見だからこういうふうにかきたいとか、そんなことは全くなく、市民やまたそのアドバイザーの先生の話をお聴いた上で、市民の方の意見をしっかりと受け止めて、真摯にこの報告書を書くべきだと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

似た問題意識だったので、お伺いなんですけれども、この最終報告者というのが誰なのか、どう選ばれるのか、非常に重要だと思っております。喧々諤々とした議論があったときに、ある人は、やはりこの会というのは皆さんの意見として減らしたらいいと思ったと。でも逆の人は、ほかの人は皆さんの意見を聴いた上でやはりこのままでいいと思ったという形で、この最終報告者の元から持っている価値観、あるいはものの見方、そういったものにより影響されてしまうんじゃないかと思っております、この最終報告者はどうやって決めるのか。あるいは、この最終報告書の判断が皆さんの意見をしっかりと踏まえている、そういったことをどういうふうにご担保するのか。その2点はどうかお考えでしょうか。

○小幡委員

今、藤間委員のほうから2つありまして、1つはちょっと分からなかったもので、後でまたお聞きします。5番の最終報告をまとめていただくという、この最終報告については、通例どおり、諮問機関、仮称でいけば諮問委員会、もしくは市民会議とか、そういった委員会の選ばれたメンバーの中で合意を得てできた報告書が最終報告書となるものと理解しております。その内容については、あくまでも委託した先の諮問委員会の結論といいますか、最終報告書でありますので、本委員会としては、その報告を受けて、真摯に受け止め、どう判断するかは、やはり28人全員の個々の考えで採決に臨むための一つの参考資料と、情報源としたいということです。大きな目的は、こういう議会28人だけの論議だけではなく、今言ったような第三者的な面からも議論していただきたい。目的は、そういうことを行うことによって、あまり興味がない市民の方にも広報として広げていきたいというのが主な目的であります。

○藤間委員

今の意見に対してちょっと私の意見を言う前に、前提条件を2つ確認がございます。今回、アドバイザーを選任するということですが、これは誰が、どのように選ばれますでしょうか。これが1つ目。2つ目が、公募委員を選ぶときに、意見などに考慮して選ぶとございますが、この意見というのは、一般的な政治信条とか、一般的なものなのか、それとも今回の議員定数に関して減らしたほうがいい、増やしたほうがいい、そのままがいい、今回の意見に関する意見なんですか、教えてください。

○金子委員

アドバイザーに関しましては、特別委員会全体で決めるべきではないかなというふうには今も考えております。意見などに関しては、24人でいいか28人でいいかというだけではなく、また、様々な議会に対してのこととかも含めた形で考えていきたいなと思っております。

○藤間委員

先ほどの質問の趣旨を申し上げますと、まず大前提としては専門的な知見を取り入れていく、これは賛成でございます。一方で、今回の構造を見ると、複数の箇所に恣意的なものが入ると。すなわち、アドバイザー、これをどんな価値観を持った人を選ぶのか。あるいは先ほど意見と

申し上げましたが、極端な例で言うと、例えば、ある意見について、Aの意見の人は1%です、Bの意見の人は99%です、この状況で意見に配慮して選ぶという、世の中の民意と全く違った組織ができ上がってしまう。その組織の中で行われた議論を、誰かがまとめて報告で上げてくる。これというのは、市民の声を聴くというのとずれてしまうのではないかと。

この質問に併せてもう1個あるのが、ご提案というのは、無作為の市民アンケートというのと同時にすべきか。それとも、もう無作為の市民アンケートよりもこっちがいいのか。判断の全体のプロセスを見たときに、この諮問委員会というのは一要素なのか、重要な要素なのか、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○金子委員

この意見などについて、先ほどおっしゃられるとおりで私も思っております。それで意見などについては、やはり今の段階で、24人がいいのか、そうじゃないのかということも考慮しなくてはいけないと思っています。また、どちらがいいのか本当に分からないという方も入れるべきでは、実際にいらっしゃると思いますので、それをどうやってまとめていくのかも、私たちはしっかりそこを、今は具体的に言えなかったのですが、皆さんと一緒にそこも考えていくべきではないかと思っております。おっしゃるとおり、意図的にそういうことがないように配慮すべきだと私たちも考えております。

あとは諮問機関が、どの程度重要なのかということに関しては、アンケートも重要ですが、諮問機関が私には一つの基本的な考え方を出す組織になるのではないかと思いますので、質問に関して言えば、重要な位置にあるというふうに答えておきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

先ほど金子委員がご答弁されておりましたけど、諮問委員会をつくって、議会のいろいろなことをお尋ねするというようなことを答弁されておりましたけど、これは間違いありませんよね。

○小幡委員

申し訳ない。反問権じゃないんだけど、質問をもう少し具体的に、どの部分でしたか。

○道祖委員

金子委員が藤間委員に対して、定数のこともあるけれど、定数以外のことも何か諮問委員会で議論してもらったらいというふうなお答えをされていたと思いますけど、違いますか。

○委員長

公募委員の選び方についての意見というのは、どういうことだと言ったときにということですね。減らす、減らさないの議論以外にもというお返事があったと思うけれどということですよ。

○金子委員

私は24人か28人が基本だと思います、その選び方に関してはですね。いろいろなところ、やはり議会とはどんなところかというような意見をお持ちの方もいていいのではないかなというところ。基本的には24人がいいのか、悪いのかということで、やはり持つべきだと思っております。

○道祖委員

あくまでも、私どもが提出しているのは議員定数の問題であって、議会のあり方という話ではないですよ。それは別の問題として今度は取り上げることが必要だと思っておりますので、その公募をするときに議員定数の問題だということを明確にしておかないと、諮問委員会が広大な内容について拡大してしまっていて、結局、趣旨が明確に示されないで、ぼやけて、結論が出るまでに時間がかかり過ぎるようなことになっていただいたら困るというのがあります、あくまでも確認ですが、議員定数は24人ということをご提案しておりますので、それにつ

いてどう思うかという諮問委員会であるんですか。

○小幡委員

お答えしますけど、要は議員提出議案として設置された、提案者のおっしゃるとおり、24人に削減するというのは、ここで審査をやっていますよね。諮問機関には議案に参加してもらったものの諮問機関ではありません。あくまでも、我々が今審査している28人を24人に削減するという定数削減問題は特別委員会でやっていますが、市民の意見を聴くんですから、24人がいいか、悪いかだけではなく、飯塚市のボリュームとして、市議会がどれぐらいの定数が妥当なのかも含めて諮問委員会では聴きたいと。ですから、多様な人たちが来られて意見を述べられる中で、24人が賛成、もしくは28人がいい、もっと増やせ、もっと減らせといろいろな意見が出てきて、それをアドバイザーが調整しながら、私たちが今提案している諮問機関なる市民会議的な第三者機関でもんでもらいたいという趣旨です。その答えが、24人なのか、24人に賛成か反対かのためだけの委員会ではありません。

余談になりますが、アンケートもいろいろな設問の仕方では答えが変わると思うんです。24人に賛成か反対だけをとれば、議案に参加してもらったアンケートになりますし、定数は何人がいいかご意見を聴く場合のアンケートとまた性質が変わりますのでね。そこを踏まえて、当委員会で何が一番ベストなのかをもんでいくのがこの委員会で、このアドバイザーの設置においても、諮問機関においてもどういったメンバーで、どういった構成であるかも28人で意見を調整して、もし賛同していただけるなら、そういう場で中身の精査をしながらメンバーを決めていきたい。決めるところはこの場と承知しております。

○道祖委員

あくまでも、これは先ほども言いましたように、議員定数を24人に削減するという議員提出議案で出されたものについての特別委員会です。今のご答弁では、議会のあり方についての特別委員会なんだという、すり替えみたいに聞こえるんですよね。であるならば、それはそれで別に提案していただく。議員提出議案として提出いただくようにしていただかないと。

諮問委員会をつくりましたよ、諮問委員会の結論で議会のあり方についていろいろ協議して、その中の一部で議員定数が含まれますよと。結果として、提案をするときにご賛同いただいた1年を目途にという内容です。結論が出てこない可能性もあります。だから、それはそれとして別問題。議会のあり方と議員のあり方とかいうことについて考えをいろいろ言われるなら、それはそれで勉強会なり、いろいろ全員協議会で勉強会なり、議長のほうで取り計らってやっていくとか、そういうやり方だっているわけで、この委員会とはまた別物ではないでしょうか。

それと、その諮問委員会をつくるにしても、1年を目途ということをご了承いただいた中で、諮問委員会をいつつくって、いつ結論が出るのか。先ほどの質問、諮問委員会の委員の選出の問題、協議の内容、そういうことを議論していけば、1年は軽く超えていくような結果になるんじゃないんですか。

あくまでも、私どもが提出させていただいているのは、議員定数を現行28人になっておりますけど、将来を見たときに24人で議会は十分運営できるんじゃないかということをご提案させていただいておるんで、それについて市民の皆さんがどういうふうに考えられているのかということをお聴きしたいということをご提案させていただいているんですから、ちょっとご提案の諮問委員会という趣旨とは食い違うではないかと思っておりますけど、その辺はどうお考えなんですか。

○小幡委員

決してすり替えてはおりません。先ほど前段で言ったのは、24人に削減する議案が出ておりますので、それはこの特別委員会でもんでいくということを前提に、私たちが今提案しているのは、賛同する、賛同しないは別物として、定数が正しいといえますか、市民の飯塚市議会

における定数は何人が妥当なのかという意見を広く聴いていきたいという中で提案した諮問委員会ですから、24人が賛成か反対だけの諮問委員会になるわけがないと考えております。ですから、いろいろな多様な人に参加していただければ、いろいろな意見が出るので、この諮問委員会の議事進行については、諮問委員会が実際にできれば、やっていくんでしょうけれども、幅広く聴いていただきたいという諮問委員会です。24人に賛成か反対だけの委員会ではありません。ですから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会ですから、不本意だろうけど、一部、定数だけではない、幅広い意見も出るのではないかという想定の下に諮問機関の設置を提案させていただいております。

○道祖委員

議会事務局にお尋ねしますが、今言っている内容は、議員提出議案の趣旨から外れてくるんじゃないんですか。あくまでも議員提出議案としては、目的はきちんと述べておるんですから、それに対しての市民の意見を聴くということを述べさせていただいているんであって、議会のあり方についていろいろ意見を聴いて、そして議員定数が決まっていくようなとられ方というのは、いかがなものかと思えますけれど。

あくまでも、私が言いたいのは、28人を24人にして、24人から28人に戻すときに、市民の意見を聴くと言われたから、市民の意見を聴きましょうと言っているんです。そのときに諮問委員会に聴く、そういうやり方もあるかも分かりませんが、1年を目途に。

それとともに、これは初めて出されたときならば、話はまた違うんですけど、今回これは4年前に出して、そして1年前に28人から24人にして、この間、4年間は経過しているわけです。市民の意見を私どもは聴いて、今回この提案をさせていただいていますということ、再三言わせていただいておりますので、そういうことから考えると、市民の意見がどこにあるのか、改めてアンケート等をとって、市民の意見を集めたほうが、私はよく市民の意見が理解できるんだと思っております。それをもって議員定数、今回出された議案を否決するなり、可決するなりしていただければ結構かと思っておりますけど。

○委員長

道祖委員、ごめんなさい。今回については、提出された議員提出議案、それと併せて「議員定数のあり方について」が付託案件になっています。今、提案者のお2人がお話をしたのは、基本は定数の話をするんだよ。それで、24人がという条例案が出ていますので、それが基本なんですけれど、その議論をする中で、それよりも下げることもあるだろうし、28人かもしれないし、増えることもあり得るんだよねというのが、多様な意見という話とお聞きしましたけど。

○小幡委員

議長がちょっと補足説明されたように、今やっているのは議論を進めるための提案をさせてもらっているだけなんです。こういう機関もつくったらどうでしょうか。今、道祖委員の質問なのか、意見なのかは別にして、今、設置することに対しての採決をとっているわけではありませんので、私と金子の2人は、こういうアドバイザーを置いたり、こういった諮問委員会を設置したらどうでしょうかという提案をしているだけです。それに対する質問には答えませんが、それは趣旨から外れてとか、いろいろ言われるのは構いませんけど、我々はそういう議論もあり得るであろうという想定の下に、こういった委員会を設置したいと提案をさせていただいております。あくまでも提案でございます。以上です。

○道祖委員

でありますけれど、内容はあくまでも議員定数に限って特別委員会が設置されているということをやはり考えて、提案者は提案を出していただきたい。そうしないと趣旨が外れてしまって、何でもかんでもありというふうになったら、もろもろのことを議論せざるを得なくなってくるよ。それはそれでよろしいのか、そういう提案の仕方でもよろしいのかということをお尋

ねしているんです。

○金子委員

私も市民の方から多くの話も聴きましたけど、本当に先ほど奥山委員も言われましたが、大変難しい問題だと思っています。24人がいいのか、そうじゃないのかというのは。

議員定数のあり方について、ある程度の基本のお話を聞いた上で、議論していくのがいいことではないかなと思うんです。全く知らない人に、そもそも市民の方に聴いたら、議員定数は何人という全く人数を知らない方も実際にいらっしゃいます。その中で24人がいいのか、そうじゃないほうがいいのかと言われても、本当に分からない方もいらっしゃるということで、提案を今回させていただいております。ただ数字の問題ではなくて、基本的な考え方をお伝えしたい、そう思った提案でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

本特別委員会の付託事件については、委員長が整理されたとおりで、これはもう動かしがたいことでしょうか。議員定数のあり方に関する件と、2つ目に、そういうことで設置したところに議員定数削減の条例案が付託されたわけですから。ですから、本委員会の今、付託を受けている案件は、議員定数のあり方そのものと、それから削減議案の2つあるということが、議会の決定になっていると思います。それについて、分からないということであれば、土台が変わってくる。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○委員長

道祖委員、どうぞ。川上委員、少しいいですか。

○道祖委員

委員長が議事を整理して、述べたことに対してそのとおりでという発言がっておりますけど、あくまでもこの特別委員会は、議会のあり方ということについては、提案されて整理されておられません。議員定数の問題に関してであるというふうに理解しておりますけど、委員長、そこを整理していただかないと、議論が全然かみ合わなくなっていきますので。

○委員長

改めて説明いたします。開会のときにもお話ししましたように、本委員会に関しては、「議員定数のあり方について」、それと「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が付託議案でございます。よろしいですか。道祖委員、よろしいですか。

○川上委員

その上で、その2つの事件についてアドバイザーの設置と、それから第2の提案があった諮問委員会、この2つの事件の調査を深めるためのものという提案でしょうか。

○金子委員

そのとおりでございます。

○川上委員

アドバイザーという方は、調査期間は調査終了までの間という考え方ですか。

○金子委員

私たちの中では、調査終了までをアドバイスしていただける方だというふうにイメージしております。

○川上委員

そのアドバイザーは何人ぐらいを考えてありますか。

○金子委員

それも話し合うべきだと思っておりますけど、私たちの考えとしては、複数、二、三人だと

思っております。

○川上委員

同時並行で二、三人ですか。アドバイザーを二、三人お願いして、ずっとおられるのか、それとも1人ずつバトンタッチをしていって二、三人になるというような考え方なのか、そこはどうでしょう。

○小幡委員

想定範囲の中で申し訳ないんですが、1人だと偏るだろうと、複数がいいであろうと。人数的には二、三人かなというようなイメージです。今の質問でいきますと、仮に3名選任したとすれば、3名に応じた得意な分野というのもありましょうし、委員会の進め方によっては、アドバイザーからアドバイスを受ける案件については、3名同時に聴く場合もあれば、1人だけの場合もあろうし、期間中に3名は設置させていただくけれども、ケースバイケースでアドバイスをいただくというようなイメージのアドバイザー設置の考えでおります。

○川上委員

アドバイザー設置とありますので、この特別委員会に設置するという提案ですよ。

○小幡委員

ちょっと説明不足で申し訳ありません。この特別委員会に対するアドバイザーではありません。この諮問機関においてのアドバイス、進め方に対するアドバイザー。ただし、そのアドバイザーをこの委員会が必要とする場合は、このアドバイザーからアドバイスをいただくこともやぶさかではないという考えです。

○委員長

さっきは両方に対するアドバイザーだったけど。

○小幡委員

主旨でいけば、そういう主旨です。ですから、当委員会が必要とすれば、アドバイザーを置くこともできる。これが不要であれば、私どものイメージは、諮問会議でどのような進め方をしていくか、そこも資料がいろいろ要るでしょうから、アドバイザーからいろいろなアドバイスをいただくような、アドバイスしてくれるアドバイザーを設置したいと。曖昧で申し訳ない。両方を兼ねたというような答えになろうかと思えます。

○川上委員

そうすると、そのアドバイザーは相当な影響力を持つことになるわけですね。

それで、提案はアドバイザー設置、それから諮問委員会をつくりということなんですけど、ちょっと順序を入れ替えたほうがよさそうですね。

この諮問委員会というのは、誰の諮問を受けるわけですか。諮問を受ける、答申を出すということになりますけど、誰の諮問機関になるわけですか。

○金子委員

この諮問委員会は、私たち全体の特別委員会の諮問というふうに考えております。

○川上委員

そういうことが成り立つのかな。地方自治法上、これは何になるんですか。特別委員会が諮問機関をつくるわけですか。

○小幡委員

諮問委員会の設置においては、この委員会で設置していただく。賛同がないと設置できないと、私たちのイメージですよ。諮問委員会ですから、最終的には委員長による諮問というスタイルをとりたいて思っております。それを仮称ですけれども、諮問会議とか諮問委員会と、今呼ばせていただいております。これを設置するに当たっても、特別委員会の賛同を得ないと設置できないものと思っておりますので。諮問先はあくまでも本委員会になるというイメージです。代表して諮問される方は、私としては、委員長が諮問するというようなイメージを持って

おります。

○川上委員

そういうことが地方自治法のどの規定によってできるんですか。

○小幡委員

地方自治法でできないとか、できるとかいうのは、ないものと承知しています。この委員会で決めることと言いますかね、それを優先させた諮問委員会の設置ができるものと、私は思っております。

○川上委員

ということは、地方自治法を超えた存在になるわけですか。

○小幡委員

地方自治法を超えた、超えていないという判断ではありません。特別委員会の中でもむのは構わないんだけど、第三者機関と先ほど申しましたけど、市民が構成するような諮問機関でももんでいただきたいというだけでございます。ですから、自治法の兼ね合いは考えておりません。

○川上委員

議員定数のあり方を考えたり、削減を考えたりするんですから、地方自治法第96条のことは、先ほど道祖委員に指摘もしましたけど、地方自治法にないものを法的な根拠づけのないものを提案したら駄目ですよ。さらに、その中に地方自治法にないものを委員長の諮問機関にして、ルール違反ですよ。そこにまた、アドバイザーと言われる方を何人か予定して、そして場合によって、特別委員会のアドバイザーにもしようという、そういうことを考えたわけですね。

特別委員会は参考人を招致することもできますよ。場合によって、百条権限をつければ百条調査をすることもできますけど、アドバイザーを恒久的に調査期間終了までというのは地方自治法も予定していないので、これは金子委員、小幡委員、せっかく提案しているけれども、地方自治法にないものを提案したというのを、このまま維持するわけにはいかないと思うんだけど、撤回しておったほうがいいんじゃないですか、この提案は。委員長の諮問機関としてそういうものは、地方自治法が確認していないんだから。どうですか。

○小幡委員

会議の進め方とか、市民の意見を聴くに当たって、こういう機関があればいいのかなという想定であります。今、川上委員から指摘のとおり、法に適用するかしないかは精査しておりますので、それについてはもう一度、私と金子のほうで、地方自治法に沿って考えたいと思います。あくまでも今日の段階では、こういった諮問機関を置いて、第三者機関でも定数に関して審議していただきたいという提案であります。

○川上委員

最後にしますけれども、この件は先ほど道祖委員の質問の中でも述べましたけど、市民が主役ですよ。住民自治の問題です。ですから、第三者機関というか、住民がつくる、そういう考え方がいろいろあるから、いろいろな複数の住民団体だとか、そういうワーキンググループとかできると思うんだけど、それはもしかしたら、お2人が提案されている内容は市民団体のことかもしれませんね。もしそうであれば、議会に従属させるという発想は、やはり上から目線になってしまうのではないかと。住民自治と矛盾が生じるのではないかとと思うので、それはちょっと指摘しておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

委員長、こちらは意見でもよろしいんでしょうか。

○委員長

いや、意見ではなくて、今日は提案に対する質疑です。

○藤間委員

では、質疑は2点でございます。改めて忖意性の高さをどう考えるか。2つ目が、サイレントマジョリティについてどう考えるか。2つのご質問、私の最後の質問です。1つ目が、先ほど忖意性が高いについては、金子委員も今のこの提案だと非常に高いと認められた上で、そこは全員が協議して忖意性を排除していきたいとご回答いただきました。こちらは大きな問題点がございまして、なぜかという、全員で協議して決める以上、この議会で政治的に数、あるいは強い力を持っている方の意見が通ると。すなわち、どれだけ協議をしても、この仕組みだと忖意性は排除できないと思っております。

2点目が、私がより重要と考えるサイレントマジョリティ、すなわち政治的意見についてファクスを送るですとか、議会に来る、陳情する、そういった政治的な意見を大きく出さないけれども、政治的な意見を持っていらっしゃる方、すなわち、今回のご提案を見ると、公募する、すなわち、非常に政治的なお気持ちが高い方、そういった方を募る形になっております。ただ一方で、多くの方々というのは、こういった政治的意思に対して、仕事を休んで市役所に来るですとか、週末の子育てが忙しい中で、その子育てを配偶者や託児所に預けて来るといった、大きな労働力を割いてまで政治的意見を発信しないけれども、思いがある。そういった方が多数派なんじゃないかと思えます。

このご提案で、先ほど申し上げたように、こちらの設置すること自体反対ではないんです。一番反対なのは、このご意見を市民の無作為アンケートよりも重視するとおっしゃったことに反対なんです。すなわち、申し上げたように、この諮問委員会というのは、飯塚市の中でかなり偏った層の意見を聞く機関になります。そういった中で、この諮問委員会を市民の意見をより重視するというのは、このサイレントマジョリティ、自分の意見を強く発信しないけれども、思いがある大多数の方というのを無視するんじゃないかと懸念を持っております。

この2つ、忖意性が高いんじゃないか。全員で協議をしても忖意性が高いんじゃないか。2つ目のサイレントマジョリティ、すなわち多くの一般市民の方の意見を切り捨てているのではないか、この2つ、いかがでしょうか。

○小幡委員

2つ聞かれましたけど、相対的な、まだ確定していない話なもので、考え方としては、確かに今、藤間委員がおっしゃるとおり、正確なものは出てこない。アンケートもそうですよね。ですので、冒頭に言ったように、こういう定数に関して、今、特別委員会を開いて、市議会で議論をやっていますよということを、幅広く広げる意味合いもあるということで、市民参加の公募したメンバーによって、喧々諤々やらしてもらおうという機関も設けたいという趣旨でありますので、そこが最終的な結論に至るとしても、それが正しい正しくないというようなものに対しての期待をしているわけではありません。一つの参考として真摯に受け止めよう。我々も採決における判断材料とできればよいのではないかと提案ですので、今おっしゃるとおり、深くはまだそこまで審議していないのが現状です。

○藤間委員

今おっしゃったところは前半の忖意性の話だと思います。後半のサイレントマジョリティ、すなわち政治的な意見を自分で発しないけれども、思いを持っている方を切り捨てるんじゃないかについてはどう思うのかという質問に答えていただきたい。

もう一つは、今回のこの場の中で、やはりもうなかなか煮詰まっていないというのはおっしゃっているとおりだと思いますし、先ほど金子議員は、この結果というのは市民の無作為アンケートよりも重視するんだ、尊重するんだという話があって、今、小幡議員からは、一個を真摯に受け止めると、違う表現になっている。すなわち、ご提案者の中でも余り煮詰まっていな

いですし、川上委員もおっしゃったとおり、これをやっていいのかも分かっていない。そういった中で、改めてこのご提案というのは維持されるのでしょうか、ちょっとお伺いしたいです。

○小幡委員

提案をさせていただいた中で、意見を今いただいていますので、再度、法に絡んでも検証しますので、今の段階では、あくまでも提案として出させていただいております。不備な点がありましたら、また修正して再度提案をし直す可能性もありますし、これで構わなければ、またこのまま継続する考えもありますので、提案については流動的ですが、もう少し時間をいただきたいという答弁を先ほどさせていただいたので、少々お待ちいただきたいと。

○藤間委員

すみません、不勉強なので、先輩議員としてお伺いしたいんですけども、この提案書というのは、これをするか、しないかの採決をとるわけではない。なので、この提案についてするかしないか決める時点では、今出たいろいろな問題というのが解決されているということですか。

○小幡委員

あくまでも前の提案でもアンケートをとったらいいよと。これはあくまでも提案です。アンケートをとるに当たっては、とり方によって、アンケートの回答というのも変わりますので、あくまでもそれはまた皆さんで審議してほしいという提案もありました。我々は、こういったアドバイザーを置いたり、諮問機関をつくったらどうでしょうかという提案をただけであります。設置するしないは求めておりませんので、再度提案をさせていただくときには、川上委員からも言われたような、ご指摘のあったところも精査して出し直す可能性もあるということです。あくまでも提案です。

○委員長

冒頭も申し上げましたように、本日はいただいた提案について、提出者からの補足説明とこれに対する質疑をしていただきます。最終的には合意なされた提案を実施することになると思えますけれど、最初に話したことを繰り返しておりますね。今日は提案理由と質疑を行う中で、提案内容をより具体的に掘り下げていただく機会とさせていただきたい。それで、どのように調整を進めるかに関しては、次回以降の委員会において協議したいということですので、まだ今日については、言われるように採決する場ではありませんし、まだ修正がございましたら提案をこれこれやはりこういった形で、先ほど藤間委員がご自分の提案の中で修正したように、そういう形でお伝えする形になるかとは思いますが、よろしいですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お2人、ありがとうございます。お戻りください。

続きまして、藤堂委員の提案に移ります。藤堂委員、お願いいたします。

○藤堂委員

お疲れさまです。藤堂です。最後に提案をさせていただきたいと思えます。私からは、方策として、定数に関して個人説明会、公聴会なるものを実施するというものになります。具体的な内容としては、市民の声を広く聴くということで、今回具体的な内容で全員と書いていますけれども、全員じゃなくてもいいんですが、個人でも会派でもいいので、説明会なり公聴会なるものを実施していただく。そして、それを選挙公報と書いておりますけれども、選挙公報となるとお金もかかってまいりますので、建設的な提案としては議会だよりなるもので、全市民に広報するというものになります。

今回、市民の声を広く聴くということで、シンプルに私は聴いてまいりました。8月5日に、土曜日なんですけど、1時間程度ですね、私、藤堂彰の定数に関して考えようという会を設け

させていただいて、皆さんの声を聴いて参った中で、様々な意見がございました。その中で、市民の方からも要望等がございまして、藤堂の考え方は今回は分かったと、ほかの議員の方々はこういうことはしているのかと、ぜひやってほしいという意見が1つ。もう1つは、選挙公報などで全市民に自分のスタンスなどを示してほしいという意見がございましたので、今回はこれをごっちゃんこにして、個人説明会なるものプラス議会だより等で広報するという形でご提案をさせていただきます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

お疲れさまです。もう時間も大分経っておりますので、1つだけ伺います。具体的な内容のところなんですけれども、市民の声を聴くために藤堂委員も、地元で皆さんに説明会をやったということでしたが、全議員が個人説明会、会派でもオーケーですよということになっていますが、あらあらその会派、個人の方がこういうふうに思っていますと、その根拠としては、いろいろ前半にもありましたように、人口であるとか、広さであるとか、財源の問題であるとか、そういうのを加味して、私自身、私の会派はこういうふうに思っていますけれども、皆さんいかがでしょうかというところを聞くんだろうというふうに、今説明を受けましたけれども。そうすると、もうそれぞれの気持ちが固まっているところで、それについて市民の皆さんどうですかと、そうだそうだと言われる方もおられるでしょうし、反対の方もおられると思いますけれども、そういうふうになると、もうこの場でこれから決めていこうというものが、もう既に決まったものを出すのか、個人として出すのか。例えば、飯塚市議会28人の考えが今こういうふうになっていますと、それについて何かご意見いただければというふうなものがないと、ゼロベースで話を市民の皆さんにしても難しいだろうと、こういう根拠に基づいて、今、飯塚市議会はこういうふうには走っておりますというものなのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思って、お願いします。

○藤堂委員

流れとしては、確かにいきなりしてしまうと、ゼロベースで話が進んで、同質性が高い方々なので、それに近い支援者であったり、その方々に向けて話すので、同じような答えと気持ちが固まるだろうというご質問で捉えております。なので、最初、先ほど出た提案でアンケートをとるなりして、そのあとに参考人で誰か呼ぶなりして、最後にやはり皆さんにも説明をする機会が必要なんじゃないかと思ひまして、今回提案をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

藤堂委員、ありがとうございます。自席へお戻りください。

今回、提出された提案についての説明が終わりました。

冒頭にも申し上げましたが、本日については、提案理由説明と質疑を行う中で、提案内容をより具体的に掘り下げていただく機会とし、どのように調整を進めるかについては、次回の委員会において協議したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、提案者におかれましては、本日の質疑や意見を踏まえて、提案内容の補足や修正等がございましたら、次回の委員会までに事務局に提出いただきますようお願いいたします。

議員定数のあり方につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめまして、議員提出議案につきましては、毎回、継続審査を諮る必要がございますので、お諮りいたします。「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、慎重に審議をするということで、継続審査といたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。
これをもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。